

# 平成17年第7回教育委員会記録

平成17年5月25日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成17年5月25日(水)午後2時10分～午後2時49分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 雄之助 委員 宮坂 公夫  
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

学校運営課長 馬場 誠一 学務課長 井口 順司

指導室長 松岡 敬明 (仮称)「杉並区立師範塾」開設準備室長 田中 哲

社会教育課長 赤井 則夫 済美教育センター副所長 杉田 治

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館次長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏

担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名 (延21名)

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第41号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

#### (報告事項)

- (1) 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台(通学区域の変更)に関する第三者委員会の意見・提言について
- (2) 平成17年度中学校教科用図書調査事務日程について

- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 杉並区図書館（成田図書館）の臨時休館について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第41号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 4

### 報告事項

- (1) 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台  
（通学区域の変更）に関する第三者委員会の意見・提言につ  
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 平成17年度中学校教科用図書調査事務日程について・・・・・・・・ 9
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 11
- (4) 杉並区図書館（成田図書館）の臨時休館について・・・・・・・・ 11

**委員長** 第7回教育委員会定例会を開催いたしますが、傍聴人の方から、カメラ、それからビデオカメラによる撮影の許可の申し出がございました。許可につきましては、冒頭の撮影、録音のみとさせていただきます。審議に入りましたら、撮影、録音はされないようよろしくお願いいたします。

ではよろしいですか。では、ただいまから第7回教育委員会定例会を開催いたします。

議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が1件、報告事項が4件となっております。

では初めに、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第41号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第41号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、教育委員会専用公印の用途を、各課の所掌事務権限の範囲で利用できるようにすること及び中央図書館、済美教育センター、学校運営課に専用公印を設置するため等で行うものでございます。

添付してございます新旧対照表をご覧ください。

まず、別表第1の改正でございますが、上段、学校運営課の項をご覧くださいなのですが、用途のところでございます。教育財産使用許可に関する事務その他の学校運営課事務専用ということで、これまで専用公印につきましては、教育財産使用許可に関する事務といった形で限定してございましたが、今後、専用公印につきましては、その課の所掌事務に入る範囲で、専用公印を使用して差し支えないということで改正を行うものでございます。

以下、次ページの社会教育スポーツ課まで同様の改正で、用途の前段に記載してあるのが、大体これまでの特定された専用公印の用途ということでございます。

1枚めくっていただいて、裏面にまいります。5の3というところで、区立科学館から3ページにかけて社会教育会館というところの部分でございますが、こちらにつきましては、中央図書館を除きまして、課長級の常勤職員が配置されておりませんので、これまでどおり専用公印の用途というものは限らせていただくということで、この項の改正につきましては、行政順に配置換えをさせていただいたということでございます。なお、中央図書館につきましては、専用公印の必要性がございましたので、今回新しく作らせていただきました。

済美教育センターと学校運営課につきましては、前段の説明にも係わってくるのですが、学校運営課の方に施設課から事務が動くということで、専用公印を配置してございます。それから、済美教育センターの方につきましては、庶務課の方から区立の教職員研修所等の事務が動くという形で専用公印を設定しているということでございます。

次に、別表第2でございますが、今説明した内容に沿いまして、専用公印につきまして、それぞれの課名を付した内容で改正を行っているということでございます。学校運営課、中央図書館、済美教育センターの専用公印という形で設置新設し、施設課の専用公印を廃止したこと、それを行政順に改めて並び換えたということでございます。

施行期日でございますが、17年6月1日ということで予定をしております。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。事務機能の変更等に関する理由で、公印が変更になるということですので、よろしいかと思いません。

議案第41号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、異議がございませんようですので、議案第41号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」に関する第三者委員会の意見・提言についてのご説明ですが、学校適正配置担当課長からお願いいたします。

**学校適正配置担当課長** では、私から「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」でございますが、これに対する区民意見と区の考え方について、学校適正配置計画第三者委員会より意見・提言が出されましたので、ご報告いたします。

提言・意見がございましたのは、5月23日でございます。記書きの下でございます。意見・提言につきましては、後ほど資料に沿って説明をさせていただきます。

2点目でございます。「区民意見と区の考え方について」。意見募集期間は、昨年9月1日から3カ月間、11月30日まででした。意見総数は34件、そのうちたたき台、そもそもこれに対しての通学区域の変更4校でございますが、これに関する意見というのは3件。区全体の通学区域の変更を見直すというような意見が12件。また、学校の統合等に関するものについて20件ございま

した。

(4)でございますが、「区民意見と区の考え方」につきましては、後ほど資料とあわせて説明をさせていただきます。

(5)意見の提出方法は、記載のとおりでございます。

(6)「その他」ですが、学校の統合に関する意見につきましては、この学校の統合のたたき台の区民意見を募集する際に、一括して扱いたいと考えております。

今後、この第三者委員会の提言・意見を参考に、正式な通学区域の変更についての計画化をしていく予定でございます。

では、別紙1に沿いまして、説明をさせていただきます。別紙1、この通学区域の変更についての区民意見と区の考え方について、意見・提言でございます。

めくっていただきまして、「はじめに」というところでございますが、ここは第三者委員会の所掌と提言の対象を述べております。

2点目、「区民意見の概要」でございますが、意見総数は、先ほど述べましたので省略いたします。主に通学区域変更に際しての兄弟姉妹の関係について。学校希望制度と通学区域の変更について。大規模住宅開発による影響について。通学区域の設定。また、学校の統合よりも全体的な通学区域の見直しで対応するようという意見が主な内容でございました。

3番目、「当委員会の意見・提言にあたっての基本的な考え方等」ですが、どのような基本的な考え方に基づいて行うのかということで、これにつきましては、まず1点目でございますが、「基本方針」に沿って行う。おめくりいただきまして、2ページ目ですが、区民の意見を求めた上で正式に決定をしておりますが、適正配置の基本方針に沿って審議をする。それから2点目でございますが、具体的に挙げられた校名、高井戸中学校、桃井第一小学校、井荻中学校、浜田山小学校の通学区域の変更に向けた協議に入るまでの手続でございますが、それに限定して審議の対象とするとしております。3点目でございますが、意見総数34件のうち、たたき台そのものに関する意見は3件でございました。

審議にあたりまして、その他の意見を除きまして、通学区域全般の変更に関する意見についても審議の対象としたということでございます。

それから、審議を行うにあたりましては、別紙のとおり、後ほど記載がございますが、資料とまた説明を受けて、これらを審議の対象としたとしてございます。

4番目ですが、「区民意見と区の考え方についての当委員会の意見・提言」でございます。1番目、「兄弟姉妹関係の配慮について」。区民意見の中に、通学区域が変わり、兄弟姉妹で、別々の学校になるようなことは避けて欲しいということでございます。この「区の考え方」につ

きまして、児童・生徒、保護者の意向に沿って、兄弟姉妹が同じ学校に在学できるように配慮したい、というふうに考えております。これらにつきましては、妥当なものだというふうに考えているとしております。

次に2番目でございますが、「学校希望制と通学区域の変更についての関係について」です。「区民意見」で、学校希望制度を導入して、それぞれの学校に競争意識を持たせてレベルを上げていこうとするのに、今回の案は全く矛盾し、各校10名程度の縮小になっている。これでは、競争にならない。全く矛盾しているというご指摘でございます。「区の方針」ですが、当該校が大規模化している現状を改善し、適正規模とする中では、一時的に通学区域外からの受入れ枠を縮小することはやむを得ないというふうに考えております。

「意見・提言」でございますが、文字の表記についての意見をいただいております。「一時的」という区側の考え方につきましては、「適正規模に安定する時期まで」といったような表記に改める必要があるのではないかとということと、後段、下の4行でございますが、一定程度、生徒の受け入れをある期間縮小することはやむを得ないというふうに、第三者委員会としては、考えているということでございます。この学校希望制の受入れ枠を、一定限度縮小することによって、当該校が大規模化している現状を改善することができるなら、4ページ目ですが、その措置は妥当であるということでございます。相応な受入れ枠で、これを存続しながら、希望されない学校の問題点の検討を当該校や区に促す契機を作り出すことによって、区民意見が指摘するような学校希望制のメリットが、相当程度確保できるものというふうに考えるとしております。

また、児童・生徒数の増加が大規模住宅開発についての言及もございまして、その開発によって起こる場合は、他の事例から見ても、その増加は一定の期間にとどまるということが多く、それに伴って直ちに通学区域の変更を行うということをするれば、将来にわたって頻繁に変更を繰り返す結果ともなりかねない。大規模開発が与える影響とその期間を十分検討して、慎重な対応が望まれるというふうになっております。

3番目でございます。「通学区域の設定について」。「区民意見」の中に、この4校につきましては、考え方としては、同じ町（丁目）に住む学童は同じ学校へ行けるように配慮して検討して欲しいという意見がございました。「区の方針」は、通学区域の変更につきましては、基本方針に沿って、児童・生徒の数、それから地域との関係、通学の安全性、通学時間を考えながら行うというふうに我々は考えております。また、これらのご指摘につきましては、今後設置する通学区域の検討協議会にお伝えして、検討していくということを述べさせていただいております。

「意見・提言」でございます。区側の考え方は妥当であるということとし、この地域コミュニティと整合して町（丁目）で分けたりすることは望ましいということとは言ってもないが、現在

の各学校の敷地は、ほとんどが昭和20年代までに確保されたものであり、その当時においても、必ずしも町（丁目）や地域コミュニティに則した位置に確保されたものでもない。また、その町（丁目）、児童・生徒の分布も変化しているということで、また、新たに学校用地を入手するということは、不可能であるということの中から、できるだけ各学校間の均衡を保ちつつ、各学校に児童・生徒を配分しようとするれば、どうしても同じ町（丁目）、あるいは同じ地域コミュニティの中でも通学区域を分けなければならなくなることを、区民の方々にも理解して頂きたいし、区としてもその理解を得る努力をして欲しいというふうになっております。

5 ページ目でございますが、多様な考え方がいろいろあると。これは上段の記載でございますが、すべて取り入れての区画画定は、現実的には不可能と思われるが、区としては、これらの考え方には十分配慮した上で、当該地域に即して、バランスのとれた妥当な区域画定をする格段の努力をして欲しいというふうに提言をしております。

4 番目でございます。「杉並区全体の通学区域の変更を求める意見について」。これにつきましては、「区民意見」ですが、統廃合の実施に先立って、町（丁目）を分断する現在の通学区域を全面的に見直して、町を単位とする通学区域の変更を検討することが望ましい。統廃合は、そこからスタートすべきではないかというご指摘でございます。

「区の考え方」といたしましては、基本方針に基づいて進める。基本方針では、大規模校は通学区域の変更、小規模校は学校の統合により、適正配置を進めるというふうに考えております。全般的な少子化傾向の中で、児童・生徒数が大きく減ってきており、単なる通学区域の見直しだけでは、適正規模を確保することは困難であると区側は考えております。

この「意見・提言」でございますが、基本的には、この意見につきましては、当委員会の意見・提言に当たっての基本的な考え方に沿わないものと考えていると言っております。めくっていただきまして、次ページ、6 ページ目でございます。通学区域の変更により、小規模校は学校の統合により、適正配置を進めると決定されているのであるから、今後、区はこのことをさらによく区民に説明をし、理解が得られるようにする必要があると提言されております。

また、仮に全面的な見直しをしても、すべての通学区域を町（丁目）や地域コミュニティによって分けることは不可能というべきことは、「（3）通学区域の設定について」で述べたところである。また、これまでの歴史やその他を考慮すると、区全体にわたって通学区域を見直すということは現実的ではない。当委員会としても、大規模校とその周辺校の間で、通学区域の変更を行うという区の考え方は妥当なものであるというふうに提言されております。

この別紙でございますが、これは審議経過と審議に当たっての参考とした資料等でございます。別紙2でございますが、これは「区民意見」、「区の考え方」をまとめた一覧表でございます。

これは後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

**委員長** わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

この第三者委員会の審議と申しますか、今後の予定というのはどのような形になっていきますか。

**学校適正配置担当課長** 現在、この通学区域の提言が終わりましたので、これから、学校の統合のうち、若杉小学校と杉並第五小学校の統合の区民意見の提出が、この5月31日で終了いたします。この統合についての具体的な審議に移っていくということでございます。まだ中学校につきましても、地元とのお話を継続中でございますので、それは今後ということでございます。

**委員長** わかりました。どうぞ、ご質問、ご意見等よろしく申し上げます。

**教育長** 補足ですけれども、23日に委員長から私がお預かりをいたしまして、その席で設置要綱に則ってですけれども、教育委員会に報告をします。併せていただきましたご意見については、できるだけ酌み取って、それに従って進めてまいります。こういう話をさせていただいておりますことを申し上げます。

**大蔵委員** これは、広報すぎなみに載るのですか。それとも教育報の方に載りますか。こういう意見、報告というのはそういうものには載らないのですか。

**学校適正配置担当課長** 今、広報に載せる準備をしております。第三者委員会からこのような提言・意見が出されましたということで、ホームページ等にも、詳細はそこで掲載をする予定でございます。

**委員長** よろしいでしょうか。

まだ杉並区立小中学校の適正配置計画というものが継続でございますし、第三者委員会の役割というものもまだまだございます。今は総括的なお話が多いと思いますけれども、十分区民並びに第三者委員会のご意見というものを尊重した形で、今後の諸計画を練られたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、2点目の「平成17年度中学校教科用図書調査事務日程について」、指導室長から説明をお願いします。

**指導室長** それでは私から、お手元のA4横判の資料に基づきまして、中学校教科用図書調査事務日程につきましてご報告申し上げます。

先週末に、見本本がすべて揃いまして、ようやく調査が開始できる態勢が整いました。先週5月16日に教科書調査委員会を立ち上げました。調査委員会の方から、種目別調査部会及び学校への調査依頼ができるような準備を整えまして、種目別調査部会につきましては、昨日第1回の委

員会を開きまして、これから種目ごとの調査を行っていくということでございます。

また、中学校につきましては、今週の月曜日から順次見本本を見て、学校における調査研究を行う。種目別調査部会及び中学校の調査につきましては、おおむね1カ月後の6月中旬から下旬にそれぞれの報告を調査委員会に上げるようになっております。

また、調査委員会につきましては、その一番下の欄になりますけれども、教科書の見本展示、これを6月7日からスタートしまして、それぞれの展示会場で6月いっぱい展示をしてございませぬので、こちらでいただきました区民からのアンケート、これらを集計しまして、調査委員会が7月中旬に教育委員会の方に報告を上げると、このような日程で今進めております。

教育委員会につきましては、教科書見本が全部揃ったということで調査を開始していただきます。

この予定で8月上旬に採択という形で進めていきたいと考えております。

また、107条図書につきましては、107条委員会、これは規則の正式名称は107条教科書調査委員会でございますけれども、現在、委員選出の手続きをとってございます。来月早々には、委員会を立ち上げて、その後、調査、研究を行って、これも同様に7月中旬に教育委員会の方に報告を上げていく。採択につきましては、通常学級用の教科書と同時期に採択準備に持っていきたいと考えております。

その後、8月末日までに採択結果を東京都教育委員会へ報告と、このような流れで、この後調査事務を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**委員長** わかりました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** 8月上旬の教育委員会ということだと思っておりますけれども、これは一般の案件とが入る場合は、それはどういうふうになるのでしょうか。

**庶務課長** 現時点では、一般案件と分けまして、上旬に臨時の教育委員会ということ想定してございます。今後の調査事務を踏まえて、これから決めていくということになります。

**安本委員** わかりました。

**大藏委員** 全体の流れは、1年前の小学校の教科書の採択をやったのとほぼ同じですね。

**指導室長** はい。そのとおりでございます。昨年同様の形で進めてまいります。

**委員長** ほかにございませんか。

では、中学校教科用図書調査につきましては、大まかに示されていますが、これに従って教育委員会も、教育委員も行動していくということになります。今の採択の教育委員会の問題とか、

あるいはそれぞれについてのご報告というものも逐次承って進めていく。それからまた、見本展示も書かれていますけれども、こういったときにアンケート等も出てまいりますから、こういったものも収集して、それを教育委員会として整理していくという形もとらせていただきたいと思います。うふうに思います。

では、どうもありがとうございました。

では、3点目に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、社会教育スポーツ課長をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは、私の方から17年4月分の共催・後援名義使用承認一覧について、ご説明をさせていただきます。

新規事業のみを説明させていただきます。新規事業については、共催が2件、後援が4件になっております。

4ページをお開きください。まず、社会教育スポーツ課所管でございますけれども、共催が新規2件でございます。1件目の事業でございますが、「1～3歳児親子表現ワークショップ『チチンブイ』」、これは家庭学級事業の一つでございます。それと「すぎなみコミュニティカレッジフォロー講座『エコキッズインストラクターへの道』」の2件でございます。

次に5ページをお開きいただきたいと思います。庶務課の所管でございますが、後援でございます。「環境学習サポーター養成講座」、もう1件につきましては、「世界の子供達を救う旅」の2件でございます。

6ページ目をお開き願いたいと思います。指導室所管でございます。「第32回中学校学校行事研究全国大会」と、もう1件でございますけれども、「第59回全国社会科教育研究協議会」の2件でございます。

新規の共催・後援は、計6件でございます。以上でございます。

**委員長** わかりました。

ではご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、4番目に「杉並区図書館(成田図書館)の臨時休館について」、中央図書館次長からお願いします。

**中央図書館次長** 私からは成田図書館の空調設備工事に伴いまして、6月1日から6月15日の休館ということで、以前ご報告申し上げましたが、都合により工事を延期いたしまして、6月の休館を取りやめということにいたしましたので、ご報告申し上げます。なお、空調工事等につきましては、今年の秋に改めて実施する予定でございますので、よろしくごお願いいたします。

私からは以上でございます。

**委員長** ご質問ありますか。よろしいですか。前回報告されました報告の訂正でございます。では、よろしく願いいたします。

では、報告事項はこれですべて終わりました。その他で庶務課長何かございましたらお願いします。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、6月8日の定例会は休会といたしまして、次回は6月22日水曜日、午後2時からでございます。

以上でございます。

**委員長** では、議会等もございまして、次回は6月22日ということで、庶務課長から予告がございました。よろしく願いいたします。

ではこれをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。